

カント倫理学における可想界の概念

中 村 涼

The Concept of the Intelligible World in Kant's Ethics

Suzu NAKAMURA

Abstract

This study seeks to accurately determine the concept of “the intelligible world” in Immanuel Kant’s (1724-1804) deontology and to clarify its importance in our consciousness of duty. To this end, this study first examines the concept of the intelligible world in contrast to its counterpart, “the sensible world,” by exploring the *Critique of Pure Reason* and the *Groundwork of the Metaphysics of Morals*. We then demonstrate that the intelligible world governed by the law of freedom is always considered in contrast to the sensible world under the law of nature. Second, some statements in *Critique of Practical Reason* as the main object of study are added, focusing on the passages where the sensible world is grounded on the intelligible world (IV451) or where the sensible world is given the form of the intelligible world (V43). Furthermore, the relationship between these two worlds is reconstructed based on the function of “will” while considering previous studies. Based on the previous discussion, this study concludes by revealing that the concept of the intelligible world contributes to directing the human will to ground its rational principles in sensible unconditional rationality. Thus, it can be concluded that the representation of the intelligible world has the conceptual significance of being an essential structure of thought for Kant’s theory of obligation.

はじめに

本論文は、カントの倫理学における「可想界 (die intelligible Welt)」概念がもつ内実とその意義について、主に『純粋理性批判』(第一版 1781 年/ 第二版 1787 年)と『道徳形而上学の基礎づけ』(1785 年)〔以下『基礎づけ』と表記する〕、『実践理性批判』(1788 年)のテキストを基にした検討を行うものである。可想界という概念については、すでに『形而上学の夢によって解明された視霊者の夢』(1766 年)やカントの教授就任論文である『可感界と可想界の形式と原理』(1770 年)において、その概念的特徴が論じられている。しかし批判期の、特に実践哲学におけるカントは、理性的存在としての人間がそこに属する世界として可想界の概念を取り上げるようになる。本論文が問題として取り扱うのは、このように実践的思考を行う人間が、不可避に自身をそこに置き入れる世界としての可想界の概念である。例えば『基礎づけ』では理性的存在の自己認識に関する二つの立場が以下のように述べられている。

理性的存在は、そこから自己自身を考察し、自己の能力の使用の法則、したがってそのあらゆる行為の法則を認識しようとする二つの立場を持つ。これは第一に、この理性的存在が感性界に属し、自然法則の下にある(他律の)限りにおいてであり、第二に、可想界に属し、自然から独立して、経験的ではなく理性にのみ基づく法則の下にある限りにおいてである。(IV452)⁽¹⁾

このように、理性的存在は自己を「感性界」に属し「自然法則の下にある」、「他律」的なものとして見る一方、自身を可想界に属するものとしても、すなわち「理性にのみ基づく法則の下にあるものとして」も考えると考えられている。感性界との対比の下で、私たちが自身を可想界に属するものと考え、さらには自己をこのように二重の仕方で捉えることは、カントの倫理学においていかなる意義を持つのだろうか。

このような問いを本論考の出発点として、カント倫理学における可想界の概念を正確に見定め、さらに可想界という概念が私たちの実践的思考において重要な役割を果たしていることを明らかにする。このため第一に、『純粋理性批判』および『基礎づけ』の記述へ目を配りながら、可想界の概念をこれに対置される感性界との対比の下で明確にする。第二に、彼の倫理学においてカントが〈感性界は可想界を根拠 (Grund) とする〉(Vgl. IV451, 453f.)、あるいは〈感性界に可想界の形式 (Form) が与えられる〉(Vgl. V43) と述べる箇所を問題とし、これら二つの世界の関係について検討する。これに続いて第三に、カントが〈可想界は感性界の「原因 (Ursache)」である〉と語る箇所を問題とし、第二節で考察した根拠と帰結の関係とは異なる、二つの世界の関係について検討する。これらの考察を踏まえて最後に、可想界という概念がカント倫理学を義務論として成立させるために不可欠な概念であることを示す。

第1節、感性界に対する可想界

1-1、『純粋理性批判』における可想界

『純粋理性批判』超越論的原理論の第二部、第二部門、第二章である「純粋理性のアンチノミー」章において、カントは可想界の概念を取り上げる。当該箇所の第三アンチノミーで問題とされたのが、自由と自然必然性とはそれぞれ諸現象の原因性として主張されるという背反性であった。この抗争の解決のために、カントは「客観を現象と物それ自体という二つの意味において」(BXXVII) 区別するという批判的観念論⁽²⁾を用い、その結果、自然必然性と自由という対立するかに見えた両原因性は矛盾なく理解されることとなった。つまりカントによれば、私たちが或る現象をなんらかの原因によって生じた結果として把握する場合、その原因性は現象的な原因に関しては〈自然の必然性〉として、対して現象ならざる原因に関しては〈自由による原因性〉として考えることが可能なのである。カントはこのように、私たちが一つの現象あるいは結果に対して〈二重の原因性の法則〉を考えうることを示すことで、純粋理性のアンチノミーの解決を図ったのであった。

さて、ここで問題とされる現象ならざる原因の原因性、すなわち自由による原因性の下で考えられる原因について、カントはこれを「可想的」(A538/B566) であると表現する。ここで何かが可想的であるという事柄を理解するために最も重要なのは、この概念が感官の対象である「可感的」なものとの対応関係において常に考察されることである。すなわち、私たちに感官の対象が与えられていなければ、それについての可想的なものを考えることはできないのである。実際、カントは可想的なものを「感官の対象において、それ自体は現象でないもの」(同上) (下線は引用者による) と定義している。このような可想的なものと可感的なものとの対

(1) カントの著作からの引用に関して、アカデミー版カント全集 (Kant, Immanuel, *Kant's Gesammelte Schriften*, herausgegeben von der Königlich Preussischen Akademie der Wissenschaften, 1900f.) の巻数と頁数を示している。また、引用文中における筆者の挿入は〔 〕を用い、中略は〔…〕で示す。

(2) ただし、この現象と物それ自体の理解については、研究者の間で大変に解釈が分かれるものでもある。例えば、現象と物それ自体との間の関係についての認識論的な解釈、すなわち「二観点解釈」とは、或る対象を時間と空間において与えられたものとして考察する限りでは現象と、その一方でこの同一の対象をそれが直観において与えられる仕方を捨象し、ただ悟性的に把握される仕方で考察する限りでは物自体と考える解釈である。この認識論的解釈にはまた、「観点モデル」と「捨象モデル」があり、現象と物それ自体との区別を観点モデルは理論的観点と実践的観点との差違に認め、捨象モデルは空間と時間において直観的に把握された対象と、この対象から直観的な形式を捨象した対象との差違に認めるものである。これに対して現象と物それ自体の「存在論的解釈」(特に世界の区別に関しては「二世界解釈」と呼ばれる) は、現象と物それ自体との差違は単なる対象の考察の仕方の差違ではなく、二つの異なる実在性の問題であるとする。この場合には、現象と物それ自体が数的に別個な対象、あるいは世界であると考えられる (Vgl. Watkins, 2005, p. 317f.)。本論は、現象と物それ自体の区別を二観点解釈に基づいて理解し、その中でも基本的には捨象モデルによる可想界理解を採用する。しかし、特に私たちが自らの意志の規定根拠を実践的に考える、つまり実践的観点をとる際には、意志の規定根拠の違いを観点モデルに基づいて理解するものであると考える。

応関係に基づいて、経験的に条件づけられた原因によって把握される〈感性界（可感界）〉に対し、その経験的な制約から自由なものとして考えられた世界が、〈可想界〉という概念なのである⁽³⁾。

以上で、可想界と感性界という二つの観点は、或る〈一つの現象に対する〉二つの原因性を考える際に持ち出される観点であることが確認された。このような原因性ということで、カントは超越論的弁証論の「自然必然性の普遍的法則と調和する、自由による原因性の可能性」節になると、明確に〈行為の主体としての人間の原因性〉を考えるようになる。この際カントは次のように、或る主体における経験的に把握可能な原因性を「経験的性格（empirischer Charakter）」（A539/B567）として、対して可想的な原因性を「可想的性格（intelligibeler Charakter）」（同上）として提示する。

ところで、あらゆる作用因は性格を、言い換えれば自身の原因性の法則を持たねばならず、この法則がなければ、作用因が原因となることは全くないであろう。そこで、私たちは感性界のある主体において、第一に、経験的性格を持つことになる。この経験的性格によって、その主体の行為は現象として、恒常不変の自然法則に従って、徹底的に他の諸現象と脈絡づけられており、またそれらの行為の条件としての他の現象から導出され、したがって、これらの現象と結合して自然秩序という唯一の系列の項をなすだろう。第二に、私たちはこの主体に可想的性格を認めなければならないだろう。この可想的性格によって、主体はたしかに現象としてのあの諸行為の原因ではあるが、しかしこの可想的性格はそれ自身感性のいかなる条件にも従わず、だからそれ自身現象ではない。第一の経験的性格は現象におけるそのような物の性格と、第二の可想的性格は物それ自体の性格と名づけられることもできるだろう。（A539/B567）（下線は引用者による）

この引用によれば、この世界に或る結果を引き起こす作用因は、固有の原因性の法則を持たねばならない。そしてこの原因性の法則が「性格」とであると説明される⁽⁴⁾。その上でカントは、「感性界のある主体」について二種類の性格を認めてこれらを区別する。これは第一に経験的性格であり、行為主体の原因性をもつば自然の原因性として記述する考え方である。すなわち、経験的性格はその原因性を可能な経験の条件の内に持ち、主体の行為は、常に自然秩序の系列の中で時間的に先行する前項に規定されていると考えられる。したがって、この性格から見られた主体は、他の自然物と同じように「現象的原因（causa phaenomenon）」（A545/B573）として説明可能であり、そこに自由は認められない。第二に、この同一の主体に関して可想的性格がまた認められる。この可想的性格を有する主体は、経験的性格の下で為された行為と同一の行為の原因であるとされる。しかし可想的性格は、経験的性格と異なり、感性のいかなる条件にも従わず、それ自身現象としては記述できない。すなわち可想的性格における主体は、「感性のいかなる条件にも従わ」ないという意味で自由であり、「ヌーメノン」的な存在（A541/B569）として考えられるのである。

このように、カントは経験的性格と可想的性格という両性格がひとりの行為主体の内に見出されるのみならず、またこの主体によって生じた一つの結果に対する原因性と見なされうと考えている。このような両世界・両性格の区別は、批判的観念論が唱える現象と物それ自体の区別を原因性の法則に適用したものであるが、この区別が『純粋理性批判』に続く道徳的著作においては独自の重要性を担うことになるのである。

1-2、『基礎づけ』における可想界

その後『基礎づけ』においても同様に、可想界あるいは「悟性界」（IV450）と感性界との区別が〈行為の

(3) このような二つの世界の区別は、現象と物それ自体を区別するという批判的観念論の思想に基づいている。また、後述する二つの性格の区別についても、これと同様の思想的背景がある。

(4) このような説明に対して、『人間学』（1798年）において性格は「天性（Naturell）」、「気質（Temperament）」との対比のもとで説明される。天性は欲求能力よりも感情に関係するのに対して、気質と性格は行為を導く欲求能力に関係する。その中でも、心術としての性格は、「一定の実践的原理に自身を義務づける」ときの意志の性質として、気質にはない道徳的価値を有するものとして語られる（VII285f.）。

主体)としての「自己」(IV461)に適用される。しかし人間の〈道徳的な意志規定〉を問題とする『基礎づけ』では、この問題が『純粹理性批判』の記述とは異なり、〈意志の原理〉の問題として切り出されるようになる。

ここで哲学的に重要なのは、意志規定を問題とするこのような観点が、〈理論的な観点〉ではなく、〈実践的な観点〉に基づいているということである。理論的な観点とは、現象として与えられた結果に依存して、その現象的な原因が何であるかを考える態度である。これに対して実践的な観点とは、現象に対する原因としての意志に依存して、いかなる原理の下で意志が規定されるべきかを考える態度である。このような実践的観点から、可想界と感性界とにおける原理がそれぞれ捉え直されるのが以下の箇所である。

したがって、悟性界のたんなる成員としては、私のすべての行為は純粹意志の自律の原理に完全に適合しているだろう。そして感性界のたんなる一部としては、私の行為はまったく欲求や傾向性の自然法則に、したがって自然の他律に適合しているとされなければならないだろう。(私の行為は、前者の場合には道徳性の最上原理に基づくだろうし、後者の場合には幸福の原理に基づくだろう。) (IV453) (下線は引用者による)

『純粹理性批判』の可想界と感性界との区別は、一つの現象に対する二つの観点の違いとして主題化されていた。これに対して『基礎づけ』では、この二つの観点の違いを引き継ぎながらも、これらの観点の違いが「自律」と「他律」という意志の原理の違いとしても記述されているのである。すなわち、悟性界のたんなる成員の意志の原理は自律の原理、つまり実践理性(意志)自身のア・プリオリな原理であり、これに対して感性界のたんなる一部としての意志の原理は他律の原理、つまり経験に由来するア・ポステリオリな原理である。なお、ここで自律の原理および道徳性の最上原理と言われているものは、自身の格率が普遍的立法の原理として妥当しうるように行為するという道徳法則のことである⁽⁵⁾。

このように、『基礎づけ』に至って二つの世界は、それぞれが意志に対する独自の原理(自律と他律)を担うものとして特徴づけられるようになり、このような可想界と感性界の役割が『実践理性批判』に受け継がれることになるのである。

第2節、感性界の根拠となる可想界

前節では、可想界とは感性界に対応して考えられた、それ自体現象ならざる世界であり、この可想界が実践哲学においては、自律という意志の原理を担う概念として用いられることが確認された。この理解を踏まえて『純粹理性批判』の成果に立ち返れば、カントは本書で可想界を感性界と〈矛盾なく考える〉ことの可能性を確保したのであった。この二つの世界の理解に関してここで問題となるのは、カントがある一つの主体における可想界と感性界との関係を、実践哲学においては可想界が感性界を〈根拠づける〉と論じていることである。このような両世界の関係を規定するカントの主張は、一般に「Grounding Thesis」(Watkins, 2005, p.325f.)の問題と呼ばれ、二観点解釈⁽⁶⁾に基づいてカントを理解する際の解釈上の困難と見なされてきた。このような問題を踏まえ本節では、可想界と感性界の根拠づけ関係を巡る、倫理学におけるカントの主張を理解することを目指す。

考察に立ち入る前に注意しておかなければならないのは、このような二つの世界が関係性をもつという主張

(5) 人間が一方で可想界に属し、他方また感性界にも属しているという思想を、「二世界解釈」と「二観点解釈」に基づいて理解しようとするとき次になるだろう。すなわち、「二世界解釈」によれば、人間は可想界に存在する限り自由であり、感性界に存在する限り条件づけられているとされる。また、「二観点解釈」では、人間は実践的行為者の立場から考えられる限り自由であり、理論的観察者の立場から考えられる限り条件づけられている。近年のカントの自由論に関する議論では二観点解釈が主流となっている。この理由は恐らく、二観点解釈には、二世界解釈と比較して少なくとも二つの重要な利点があるからである。第一に、実体的な形而上学的前提を置くことなく、自由に関するカントの洞察を実践的観点から活用することが可能であること。第二に、存在論的に異なる世界が、人間とどのように関係しうるかという難問を回避することができること、である。脚注2でも述べたが、本論は研究状況におけるこのような利点を踏まえ、二観点解釈に基づいて考察を進める。

(6) 脚注2を参照。

は、理論的な観点からは理解できないということである。というのは、現象に与えられた結果に対してその原因を考えるという理論的な観点からでは、その原因として、可想界を感性界と〈矛盾なく考えることが可能である〉ということ以上の事柄を認識することはできないからである。そうではなく、上に述べたような実践的な観点、すなわち自らを原因として、あるべき事柄を表象し、原理に基づいて意志を規定するという観点からのみ、この問題は理解可能となるだろう。

さて、カントが可想界と感性界の根拠づけ関係を主張する箇所としては、『基礎づけ』および『実践理性批判』における次の引用箇所がある。

ところで悟性界は、感性界の根拠を、したがってまた感性界の法則の根拠を含むのであるから、それゆえ（完全に悟性界に属するものとしての）私の意志に関して直接的に立法的であり、またそのようなものと考えられなければならない。（IV453f.）（下線は引用者による）

これと同様の両世界の関係が、『実践理性批判』においても述べられる。

この法則〔道徳法則〕は、（理性的存在に関する）感性的自然⁽⁷⁾としての感性界に、悟性界の、すなわち超感性的自然の形式を与えるものである。（V43）（下線は引用者による）

この二つの引用で述べられているのは、意志については悟性界が感性界の法則の「根拠」であり、また悟性界が感性界にその「形式を与える」という主張である。意志に関してなにかを根拠とするということは、それを意志の形式となすことであるゆえに、実践的文脈において両引用は同様のことを述べていると考えられる。しかし、自然の法則と自由の法則というそれぞれの法則性を持つ感性界と悟性界（可想界）が、なぜ一方が他方に対して「根拠」となり、「形式を与える」という形で関係しうるのだろうか。

ここで、先ほど留意した点、すなわち実践的な観点から考えることで、この問題を整理することができよう。実践理性が問題にするのは、私たちに現象している対象を認識することではなく、事物がいかにあるべきかという認識に基づいて対象を実現することである（Vgl. V89f.）。この時道徳法則に基づいて、すなわち可想界の法則に基づいて意志を規定したならば、この意志が感性界における初発の原因となり、因果関係の系列の始まりが規定される。ここでは可想界の形式に基づいた意志が、感性界に全く新たな現象の系列を生じさせるのである。すなわち、道徳法則によって規定された意志がその系列を開始した感性界は、もはや原因の系列を無限に遡るような系列ではなく、絶対的な始まりをもった系列として規定されることになる。このように、可想界の法則である自由（絶対的自発性）が感性界を条件づけるとき、〈可想界が感性界を規定〉し、その〈形式を感性界に与える〉と言われるのである。このような意志と感性界に対する可想界の役割は、次の引用においても見て取ることができる。

〔…〕 理性的存在は、感性界に属するものとしては、自分が他の作用因と同じように、必然的に原因性の法則に従属していることを認識しているが、それでも実践的な事柄においては、同時に他の側面において、すなわち存在それ自体として、物の可想的な秩序において規定されうる意志の現存在を意識する〔…〕。（V43）（下線は引用者による）

人間は自らを経験的に観察する際には、それが時間的に先行する与件によって常に規定されているものであると認識している。しかし実践的に考える時、人間は自身の意志を可想的な秩序に属するものとして考える。こ

(7) ここで「自然」概念によって世界概念が表現されているが、世界概念が（量的全体としてではなく）力学的全体として考えられる場合には、自然と呼ばれる（A418/B446）。現象の原因としての意志を考察する場合には、世界を力学的に把握する仕方が問題となっている。このために、倫理学における世界概念はしばしば自然概念としてカントの著作に登場する。

れはすなわち、自身の意志は単に自然の法則に規定されるものではなく、自由の法則によって、現象の世界を規定することができるという意識である。換言すれば、人間は実践的に考えるときにのみ、自らの意志を自由なものとして意識し、この自由に基づいて絶対的始まりを持つ新たな感性界の系列を開始することができるのである。

このように、実践的な観点においては、言い換えれば意志規定が問題とされた場合には、純粹実践理性はあらゆる経験的条件から独立した世界（可想界）を考え、それを意志規定の根拠とする。意志規定を行う際には、純粹理性は目のまえの感性界ならざる可想界を参照し、これをいまだ実現されてはいないが実現されるべき、いわば感性界の規範となるべき世界として表象する。このような意味で、超感性的自然は、「原型的自然」（V43）と呼ばれ、これを模範として考えられた感性的自然は「模型的自然」（同上）と表現されるのである。

このような理解を踏まえて、可想界の感性界に対する関係性の記述を再検討してみよう。問題となっていたのは、可想界が感性界の「根拠」となり、「形式を与える」という主張であった。私たちは、単に自然法則に基づいて、与えられた何かを欲求するのではなく、純粹理性によって可想界を表象し、これを自身の法則として行為する能力を持っている。この能力によって私たちは、可想界を〈意志規定の根拠〉とし、同時に〈可想界の形式に基づいて、感性界に変化を及ぼす〉ことができるのである⁽⁸⁾。

第3節、感性界の原因となる可想界

以上に可想界が感性界の根拠となるという主張について検討したが、可想界と感性界との関係性を示唆する問題含みなカントの主張はこれだけに留まらない。加えて問題となるのは、カントが可想界と感性界とについて、これらを単なる二観点の違いとしてではなく、特に可想界が感性界の「原因」であるかのように語る場合である。この点で検討に値する箇所を以下に挙げよう。

たとえ現象におけるそれぞれの結果に対して、その原因との結合が、経験的原因性の法則に従ってもちろん要求されるにしても、それにもかかわらずこの経験的原因性そのものは、自然原因とのその連関をいささかも中断することなく、それでもなお非経験的な、可想的な原因性の結果でありうるということが可能なのではないか。（A544/B572）（下線は引用者による）

私たちは、このような悟性界を理性においてのみ認識される原型的自然と名づけ、また感性界を模型的自然と名づけることができよう。模型的自然は、意志の規定根拠としての原型的自然という理念から生じた可能的結果を含むからである。（V43）（下線は引用者による）

これらの引用で示唆されているような可想界と感性界との関係性を語ることは、前節と同様、一つの行為を二つの観点でもって記述するという仕方だけでは理解できないものである。このような二観点解釈を適用して考えられないとなると、上に挙げた二つの引用は、カントが形而上学的、存在論的区別を両世界（あるいは両自然）に見ていたとする見解、すなわち二世界解釈を支持するものと捉えられかねない。しかし次節で見るように、可想界に属する主体と感性界に属する主体の数的同一性が、義務論の成立にとって決定的に重要である限り、二観点解釈を保持したまま、カントの主張を読みぬく姿勢が求められる。

しかしまた原因という概念は、自然のカテゴリー表に含まれる概念であり、感性的直観の対象たりうる現象についてののみ、意義ある使用が認められた概念であった。ここで存在論的区別に与することなく、時間的に規定されることのない可想界に、時間規定があつてこそ意義をもつとされた原因の概念を当てはめて考えることは果たして正当性をもつのだろうか。言い換えれば、カントのこれらの表現を、批判的觀念論と二観点解釈を

(8) 繰り返しになるが、このような優越性の主張は実践的観点からのみ理解することができるものである。このような可想界の感性界に対する影響はあくまでも意志規定の原理における根拠であり、規定である。そのため、理論的態度から考察された感性界の法則、すなわち自然法則の秩序を棄損するような影響を及ぼすことはない（V43）。

支持する他の箇所の記述と、いかに整合性をもって理解することができるだろうか。

このとき、上のような原因と結果という概念を巡る問題を含む箇所を、前節でみたように自然のカテゴリーに分類されない根拠（Grund）と帰結（Folge）概念に差し替えて理解するという途は存在する。例えば Keil によれば、このような可想界と現象界との関係は、「因果関係ではまったくなく、根拠づけ関係である」（Keil, 2012）といわれる。確かに、可想界と現象界とは、経験的な意味での因果関係を持つとは考えられないものであり、かつ『実践理性批判』における意志規定の問題においては、（前節で見たように）可想的なものを根拠に経験的なものを規定するという構造が根幹をなすものである。しかし、カントが原因（Ursache）と結果（Wirkung）という語を使っている以上、上記の因果概念を『純粹理性批判』で論じられた原因と結果と同様の概念の、ただし第一批判において十分に説明されることのなかった用例として解釈する途を考えてみたい。そうしなければ、例えばカントが「私たちが自然原因の内にたんに可想的であるような能力をもったものも存在すると想定することが、〔…〕この自然学的説明を少しも妨害することにはならないのは、この能力を働かせる規定は決して経験的条件に基づいているのではなく、たんなる悟性の根拠に基づいているからであり、しかもこの原因による現象における働きは経験的原因性のあらゆる法則に適っているのである」（A545/B573）（下線は引用者による）と述べる箇所のように、一文中に「根拠」と「原因」を併存させて記述している箇所を繊細に理解することができなくなってしまうからである。

さて、上に述べたように、時間的前後関係にない可想界と現象界とを単純に原因と結果の関係で捉えることはできない。これらの両概念の内原因と結果の関係で表象できる要素は、現象界における時間的に前後する出来事、すなわち自然原因とその結果に見定められるしかないだろう。この点に着目して、ある結果に対する自然原因が可想的に規定されうると解釈できる箇所を『判断力批判』（1790 年）から参照する。

欲求能力としての意志は、世界における様々な自然原因の一つであり、諸概念にしたがって作用する自然原因である。〔…〕ところで、ここでは意志の原因性に規則を与える概念が自然概念であるか、それとも自由概念であるかは、実践的なものに関しては規定されないまま残されている。〔…〕しかし自然概念と自由概念という区別は本質的である。というのも、原因性を規定する概念が自然概念であるとすれば、諸原理は技術的・実践的であり、ところが原因性を規定する概念が自由概念であるとすれば、諸原理は道德的・実践的だからである。（V172）（下線は引用者による）

ここで意志は「世界における様々な自然原因の一つ」であり、さらにこの意志が従う諸概念が「自由概念」である場合の原理は、「道德的＝実践的」（V172）であるとされる。すなわち、意志の自律に基づいた、〈可想的な根拠を持つ意志〉が〈ひとつの自然原因〉として考えられているのである。このように、可想的な根拠を持つ意志が感性界における自然原因であるとするならば、可想的に規定されたものが原因であるというカントの論述が理解可能になる。これを分析すれば、世界における直接の（時間的）原因であるのは現象界における自然原因としての意志（および行為）である。ただしこの自然原因の形式的根拠、すなわちこの原因を成立させているところの可想界ないし原型的自然も、間接的に自然原因として想定される。このように規定された意志と、この意志による行為が、現象における初発の自然原因となり、因果関係を生じさせるのである。

カントの主張は、基本的には可想界が意志の規定「根拠」となって、感性界にたいして初発の原因を生じさせる、という文脈の中にある。しかし、カントが敢えて可想界が感性界の「原因」とたと述べる際には、可想界の表象によって形式的に規定された意志が、それ自身「原因」となって、出来事の系列を生み出し、その系列はまた感性界における自然のメカニズムを損なわない、という感性界における観点が強調されていると読むべきだろう。言い換えれば、可想界が「原因」であるとは、可想界を根拠に規定された意志あるいは行為こそが、新たに始まった現象界の系列における諸結果に対する、ひいてはそれらの原因と結果の結合を統べる現象界に対する原因であるということの意味するのである。

第4節、カント倫理学における可想界の意義

最後に本節は、上に見たような、人間が意志規定において可想界を根拠として参照するという構造こそが、カント倫理学を義務論として成立させているという主張を示したい。このために第一に、自己が可想界に属するという意識について、そこには人間の能力の自発性が表現されているという点に着目する。その上で、自発性の能力としての悟性を与える法則と、同じく自発性の能力である理性を与える法則との差を確認する。第二に、悟性の法則的秩序である感性界に対して、理性が可想界を表象しうることが、私たちが義務を意識する際の構造に不可欠なものであることを示す。最後に付け加えて、可想界はそれが世界の表象であるがゆえに、法則の下で人々が相互的に関係しあう倫理的状況を表象する基盤でありうるという展望を述べる。

4-1、理性の自発性に基づいて可想界を与える視座

さて、自己が可想界に属するという意識は、意志規定の能力にかんして、自己を道徳法則の下に従属する存在として意識することの表現であった。この時人間が従属している道徳法則は、なにか自己の外から与えられるのではなく、自己が自己自身に与える法則（Vgl. VI439）として、自らの〈自発性の産物〉である。このように、実践的観点における可想界の意識とは、もっぱら純粋理性自身の自発性によって与えられ、またその自発性の能力の内部で私たちが考えることを意味しているのである。

このような、人間の能力がそれ独自の自発性をもつという観点は、一貫してカント哲学の中心に据えられてきた。例えば『純粋理性批判』では、カントは「悟性」を自発性の能力として位置付け、認識能力は物それ自体を受容し認識するのではなく、この悟性の自発性に従ってのみ認識対象が規定されると主張した（A51f./B75f.）。このような条件の下で、悟性が経験の諸対象すなわち現象の法則の根拠とされたのである。このような悟性の自発性に対して、理性の自発性はその本性が異なっている。これらの能力の違いについて述べられている箇所を、以下に参照してみたい。

理性は純粋な自己活動性として、次の点で悟性すら凌駕する。すなわち、悟性もまた自己活動性であり、感官とは異なって事物によって触発される（したがって受動的な）場合に生じる表象だけを含むわけではないが、それでも悟性が自らの活動性によって生むことができる概念は、感性的表象を規則の下にもたらし、そのことによって表象を意識の内で結合するために役立つ概念に限られており、このような感性の使用を欠いては、悟性は何も考えないと言える。だがこれに反して理性は、理念の名の下で純粋な自発性を示し、この自発性によって感性が理性に提供しうるあらゆるものを超越して、感性界と悟性界を区別し、この区別によって悟性自身にその制限を措定することにおいて自らの最も重要な仕事を示すのである。（IV452）（下線は引用者による）

現象およびその法則は、すべて悟性が生み出す諸概念によって規定されうるものである。しかし、悟性のもつ自発性は感性的な表象との関係においてのみ役立つものであり、悟性能力が規定する世界ないし法則もまた、現象との関係においてのみ考えられうるものである。したがって、悟性の自発性をもってしては、その世界の表象に感性的条件を離れた無条件的で絶対的な自発性を見出すことは不可能である。これに対して、理性の自発性は純粋で無条件的な自発性である。この自発性に基づいて、理性は悟性が表象するものを超越し、感性的に条件づけられることのない法則ないし世界を表象することができる⁽⁹⁾。すなわち、このような純粋理性の自発性に基づいて考える観点においてのみ、人間は自身を感性界だけではなく、それ以上の世界、すなわち可想界に属するものとして考えることができるのである⁽¹⁰⁾。

それでは、純粋理性の自発性によって表象された可想界が私たちに与える視座とはどのようなものか。この

(9) ただし Klemme が述べるように、可想界と感性界の区別を与えるのは純粋理性能力によるものであるが、可想界を世界概念として表象しうる根拠、あるいは両世界の世界性を担保するのは統覚の働きによる（Vgl. Klemme, 2012）。

ことが表現されている箇所を以下に参照したい。

可想界とは、私が感性界に属するすべてのものを私の意志の規定根拠から排除したあとに、なお残っているあるものを意味するに過ぎない。この排除はただ感性の領域に由来する動因の原理を制限するために行われ、この制限は私が感性の領域を限界づけ、この領域が決してすべてを含むのではなく、その他になおそれ以上のものがあることを示すことによってなされるのである。しかしこのそれ以上のものについて私はもはやなにも知っていないのである。(IV462) (下線は引用者による)

ここでは、〈感性界が意志規定の根拠のすべてではない〉という観点を、可想界の概念が私たちに示すことが述べられている。すなわち、意志規定の根拠にかんして、私たちの目の前にある世界が考えられうるすべてではなく、反事実的な世界がそれ以上のものとして考えられうるという観点こそが、可想界の概念が私たちの実践的思考に提供する考え方なのである。換言すれば、可想界の概念が、私たちの属する世界とその法則は、感性的なものに条件づけられた世界ないし法則〈だけではない〉という視座を与えるのである。

このような視座に基づけば、例えば、現実には観察されるあらゆる意志規定は経験的な文化的背景や言語的背景に基づいているという、道徳のア・プリオリ性に対する批判に対して、可想界の意識を反証とすることができよう。たしかに、経験的に認識されうる限り、私たちとその意志および行為は、常に時間的に先行する原因に条件づけられたものである。しかしその一方で、私たちはそれでも自身を自由であると見なし、実際に経験的条件から離れて意志を規定しようと意欲することができる。つまり私たちの意志を規定するものは、経験的なものだけではない、という意識を現実には抱きうるのである。可想界とは、自身を世界における初発の原理と捉えることを可能にする要件であり、このような未来への関わり方を担保できるという意味で重要な概念なのである。

4-2、義務意識の可能性の条件としての可想界

しかし、上の引用でも「しかしこのそれ以上のものについて私はもはやなにも知っていないのである」と述べられているように、カントが可想界についての認識に限界を設け、非常に消極的な論じ方をするに留まっていることは事実である。このような消極的にしか表現できない視座をもつことが、カント倫理学の構造にいかにかに寄与しうかが吟味されなくてはならない。言い換えれば、道徳法則の提示や、その定言命法に従い行為せよというようなカント倫理学の他の中心的思想とは別に、可想界の概念が私たちの道徳的思考に寄与するものがあるのだろうか。この点をカント倫理学がもつ義務論という本質から考えてみたい。

カントは『道徳形而上学』において、あらゆる義務の根拠として「自己自身に対する義務」(VI417f.)を提示する。この一方で、カントは繰り返し自己自身に対する義務について、この〈義務の拘束性を与えるもの〉と、〈義務に拘束されるもの〉が同一であっては不合理であることを指摘している(同上)。このように義務づける主体と義務づけられる客体を別種のものと措定すべきだとしてなお、カントの義務論においては、数的に一人の人間が法則を与える主体であり同時に法則に服従する客体でもあるのである。

この主張はカント義務論の根本的な構造であるが、このような主張を理解可能にするのが可想界の概念であり、この意味で可想界概念は義務論にとって決定的に重要な役割を持つのである。なぜなら可想界という概念は、数的に同一の人間を、能力の質的な差違に基づいて二分することによって、義務づける自己と義務づけられる自己を別種のものとして考えうるという思考の基盤を提供するものだからである。この時、感性界に属し、感性的に条件づけられているものと見なされる自己は「現象的人間 (homo phaenomenon)」(VI418)として、これに対して可想界に属し、自由な主体と見なされる自己は「可想的人間 (homo noumenon)」(同上)とし

(10) ここでは理性の自発性を、理性が表象する可想界との関係で論じたが、例えば Allison はこの理性能力の自発性を、理性的行為者性の基礎として考えている (Allison, 1990, p.39f.)。どちらの観点も、理性の自発性を主体が実践的たりうることの根拠として考えるものである。

て考えられる。すなわち、カント倫理学における義務が主体にとって無意味で不合理な強制としてではなく、必然的な拘束性をもって妥当し得るのは、一人の人間がこのように種的に異なる立場を同時に意識しうるからにほかならないのである⁽¹¹⁾。

義務論を生きる主体とは、事実そうある世界だけが世界の在りようではないという観点を手掛かりに、自身の純粋な能力の内で、現にある世界とは別のあるべき世界を表象し、これを自身の意志の規定根拠となすような主体である。このように感性界を相対化し、可想界を自身の行為によって実現するべき世界の模範とするためには、実践的に考える時には常に感性界と可想界の両世界に属する存在として自身を考えることが必要なのである。

さらに、義務というものを、時間と場所を変えれば逃れうるようなルールとしてではなく、必然的に自己を拘束するものとして引き受けるためには、純粋理性の内部では常に感性界へ優越し、その上下関係が決して逆転することがないような可想界を表象する必要がある。したがって、可想界の概念はカント倫理学における義務一般を表象するための可能性の条件なのである⁽¹²⁾。

4-3、道徳の領域において、理性的存在の複数性を担う可想界

なお本論文の最後に、上の考察から帰結する、可想界概念の見過ごすことのできない意義を付け加えておきたい。可想界とは、それが単なる規則や法則の表象なのではなく、世界あるいは自然の表象であるがゆえに、独自の法則の下で人々が相互的に関係しあう状況を眼差しているのである⁽¹³⁾。この点について『実践理性批判』でカントは次のように述べる。

〔純粋悟性界（原型的自然）の理念の下で〕道徳法則は、理性的存在たちの全体としての感性界に形式を与える。（V43）

カントの、特に批判のレベルにおける倫理学では、何にもまして理性の自己立法と自己拘束が主題である。それゆえ、そこには他律ではなく自律のみが道徳的な価値をもつという、他者の存在が介在しない、言うなれば個人に閉じた哲学が形成されていると見ることも可能である。しかしカントは、可想的な世界および自然の概念が、「理性的存在たちの全体」としての感性界に形式を与えると主張することによって、そこに理性的他者との関係を論じる余地をひらく。もちろん可想界という概念が用いられるのは『純粋理性批判』で論じられた超越論的理念としての世界論を基礎に持っているからであるが、たんに自由の原因性の法則に基づくという秩序性を主張したいのであれば、世界に属するという意識ではなく、法則や原因性という概念を用いることで十分に用足りるだろう。このように、可想界は義務の表象の条件であると同時に、カントの義務論において、自己と同様に道徳の担い手でありうる他者を表象しうる基盤なのである。

(11) このような義務の意識の構造は、カントが用いる例においても具体的に表れている。カントは道徳法則と義務の意識が私たちにあらわれる仕方を説明する際に、ある人が君主から嘘の証言を要求され、さもなければ死刑にすると脅されているという例を挙げる。カントによれば、この時彼は「偽証しないことが彼に可能であることを、躊躇なくみとめるに違いない」（V30）。常日頃から自身の快楽を得ることを条件として意志を規定してきたにもかかわらず、この時彼は、意志規定の根拠には条件づけられた規則より以上のものがあり、無条件的な根拠から意志を規定しようという意識をもつのである。

(12) 義務意識は可想界の概念に支えられており、可想界の概念は実践的観点から自己を考えることで私たちにあらわれる。この議論から以下のことが帰結する。カントにおける義務意識は、自己の外から教えられ与えられるものではなく主体の内でのみ妥当性をもって表象することはできない。この点で、本論文は、道徳性の意識は主体の実践的考慮においてのみ可能であるとする Korsgaard (1996)、Bojanowski (2017)、Kleingeld (2010)、Timmermann (2007) らの解釈と同様の立場をとる。

(13) このような世界概念の理解は、『純粋理性批判』においても以下のように述べられている。「世界全体においてすべての現象は連結されているべきであるという、世界全体のこの統一は、明らかに、同時に存在するすべての実態の相互性という原則をひそかに想定したことからの一つの帰結にすぎない。なぜなら、すべての現象が互いに孤立していたとすれば、すべての現象は部分として一つの全体をなすこともないからである [...]」(A218/B265)

おわりに

以上でカント倫理学において「可想界」という概念がもつ内実と、この可想界の概念的な役割について検討した。このために第一に、可想界を、これは常に感性界との対応関係の下で把握されるべきだという概念的特徴に依拠して論じた。第二に、カントが可想界は感性界を根拠づけ、これに形式を与えると述べる箇所に着目した。ここでは、可想界の法則に基づいて規定された意志が、初発の原因として感性界における原因と結果の系列を新たに規定するという実践的な根拠づけ関係を論じた。その上で、実践的観点から表象された可想界は私たちの意志規定に対する根拠となり、同時に感性界に何が実現されるべきかという形式を模範として示すことを明らかにした。第三に、可想的なものが原因となって感性界を規定するというカントの主張を検討し、可想界を意志規定の根拠とする意志が一つの自然原因として、感性界における初発の原因たりうることを示した。最後に、意志に対して法則的形式を与えるという可想界の理解に基づいて、可想界概念はカント義務論の構造そのものを成立させるために不可欠な概念であること、そしてそれは純粋理性の自発性という能力に由来し、この純粋理性能力がまた理性的存在の複数性を語る基礎を提供することを示した。

本論文ではカント倫理学における可想界の概念を理解するために、これを常に可感界との関係で考える一方、また常に〈意志規定〉の問題としてすなわち〈実践的観点〉から考えることを徹底した。このように意志規定の問題にだけかかわるような認識を、カントは「実践的認識」(V19f.)と呼び、著作において用いる一方、この認識そのものについて中心的に論じることはなく、この認識に関する説明は、理論的認識の可能性の条件についての記述に比べればごくわずかと言ってよい。このような実践的認識に、私たちの義務意識を成立させる条件である可想界の表象はどのように関係しうるだろうか。この点についての研究を今後の課題として残し、本論文を終わりとしたい。

参考文献

- Allison, Henry E., *Kant's Theory of Freedom*, Cambridge University Press, 1990.
- Bojanowski, Jochen, "Kant on the Justification of Moral Principles", *Kant-Studien* 108, 2017, pp.55-88.
- Keil, Geert, „Kann man nichtzeitliche Verursachung verstehen? Kausalitätstheoretische Anmerkungen zu Kants Freiheitsantinomie“, *Sind wir Bürger zweiter Welten?*, Mario Brandhorst, Andree Hahmann, Bernd Ludwig (Hg.), Felix Meiner Verlag, 2012, pp. 223-257.
- Kleingeld, Pauline, "Moral Consciousness and the Fact of Reason", *Kant's Critique of Practical Reason: A Critical Guide*, Cambridge University Press, 2010, pp. 55-72.
- Klemme, Heiner F., „Spontaneität und Selbsterkenntnis. Kant über die ursprüngliche Einheit von Natur und Freiheit im Aktus des Ich denke (1785-1787)“, *Sind wir Bürger zweiter Welten?*, Mario Brandhorst, Andree Hahmann, Bernd Ludwig (Hg.), Felix Meiner Verlag, 2012, pp. 195-222.
- Korsgaard, Christine, *The Sources of Normativity*, Cambridge University Press, 1996.
- Munzel, Felicitas G., *Kant's Conception of Moral Character*, University of Chicago Press, 1999.
- Timmermann, Jens, *Kant's Groundwork of the Metaphysics of Morals. A Commentary*, Cambridge University Press, 2007.
- Watkins, Eric, *Kant and the Metaphysics of Causality*, Cambridge University Press, 2005.